

行方市公告第 48 号

行方市共創モデル実証運行事業支援業務を実施する事業者の選定のため公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 15 日

行方市長 鈴木 周 也

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の名称

行方市共創モデル実証運行事業支援業務

(2) 業務の期間

契約日の翌日から令和 8 年 2 月 13 日まで

(3) 業務内容

別紙「行方市共創モデル実証運行事業支援業務仕様書」のとおり。

(4) 契約上限額

23,290,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、必要に応じて本市に訪問可能なこと。
- (2) 本業務の内容と同種の業務又は類似の業務の受託実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であって、同条第 2 項の規定に基づく入札参加制限を地方公共団体から受けていない者であること。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による、破産の申立てがされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがないこと。又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがないこと。ただし、会社更生法の規定による再生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(6) 次の①から⑤のいずれにも該当しないこと。

- ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 国税及び地方税に滞納がないこと。

(8) 個人情報の適正な取扱いを確保する者であること。

※ 連合体を構成してプロポーザルに参加しようとする場合は、構成しようとする全ての事業者が上記要件を満たしていること。

3 選定方法等

(1) 選定方法

事業者の選定に当たっては、プロポーザル参加者から提出された企画提案書を基に、庁内に設置した移動市役所事業支援業務事業者選定公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行い、審査の結果、最も評価が高かった者を事業の候補者として選定する。

(2) 企画提案書の審査項目

企画提案書の審査項目・基準等は、以下のとおりである。企画提案書に審査するための情報が記載されていない又は不足している場合、当該項目については最低の点数とする。

	審査項目・基準	配点
A	1 団体概要	10
	① 経営基盤，財務状況や信用力	
	② 業務担当者の従事体制	
B	2 業務実施の確実性	20
	① 本業務の意図・目的の理解	
	② 本業務の内容と同種の業務又は類似業務の受託実績	
C	3 企画提案に対する評価	60
	① 事業計画全体について実効性・実現性はあるか。	
	② 市の施策や特性を踏まえた持続可能な事業提案となっているか。	
	③ 市民にとって有益性が高く、魅力的な提案となっているか。	
	④ 簡便に利用できる機器・システムであるか。	
	⑤ 個人情報保護対策、緊急対応、苦情・事故対応、災害時の対応等リスク管理対策の信頼性があるか。	
	⑥ 他のM a a S事業への拡張性等、将来性はあるか。	
D	3 見積額に対する評価	5
	① 適正な価格となっているか	
E	4 その他の評価	5
	① 上記以外でアピールする点	

(3) 採否の通知

採否については、決定後速やかにプロポーザル参加者あて通知する。

4 手続き等に関する事項

(1) 担当課

行方市企画部政策秘書課政策G（担当：横山・仲田）

〒311-3892 茨城県行方市麻生 1561-9

TEL：0299-72-0811 FAX：0299-72-1537

MAIL：seisaku01@city.namegata.lg.jp

(2) 質問の受付と回答

本書及び仕様書の内容に関する質問等については、令和7年7月22日（火）までに電子メールで質問書（様式第1号）を提出することとする。

質問への回答は、令和7年7月24日（木）までに行う。

なお、質問と回答については、公正を期するため、本市のホームページで公開する。

(3) 企画提案書等の提出資料（各1部） （用紙サイズはA4版で統一すること。）

ア 参加表明書（様式第2号）

イ 会社概要（パンフレット等参考資料）

ウ 登記事項証明書

エ 財務諸表（直近事業年度単独決算の貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類）

オ 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人市町村民税に係る納税証明書（未納の税額がないことを証明するもの）

カ 企画提案書（任意様式）

キ 見積書（任意様式）

ク その他企画提案内容を補足する書類（任意様式）

例）業務実績、業務実施体制、担当者経歴、業務工程表

(4) 企画提案書等の提出期限等

ア 提出期限 令和7年7月25日（金）17時（必着）

イ 提出先 （1）の担当課に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送に限る。

持参の場合は、公告日から提出期限までのいずれも 8 時 30 分から 17 時まで（正午から 13 時までを除く。）に持参すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。郵送の場合は、提出期限必着の簡易書留とする。

エ 提出部数 正本 1 部・副本 9 部

（注）副本は、1 次審査及びプレゼンテーション審査等を使用するので、審査の公平性を期するために、提案者名は弊社とすること。また、提案者を類推できるような記号やマークは書類に記載しないこと。

（５）事業者の決定

審査委員会において、提出書類により資格審査を行ったあと、ヒアリング形式によるプレゼンテーション審査を実施する。

ア 資格審査

書類提出後、内容が応募条件を満たしているかどうかの資格審査を行う。ただし、提案への応募が 5 者以上となる場合には、その提出書類を用いて 1 次審査を実施し、審査結果の上位 4 者に対し、ヒアリング形式によるプレゼンテーション審査を実施する。

イ プレゼンテーション審査

日時 令和 7 年 7 月 30 日（水） 13 時 30 分～17 時（予定）

場所 行方市情報交流センター ホール（行方市麻生 1561-9）

※提案内容の説明は 20 分以内とし、提案者に対する質問時間を 10 分程度設ける。

※プレゼンテーションへの参加者は 3 名以内とする。

※大型モニターの使用可。但し、PC は各自用意すること。

※資格審査の結果やプレゼンテーション審査の詳細等については、7 月 30 日（水）

に E-mail にて通知する。

エ 審査結果

令和 7 年 7 月 31 日（木）に書面により通知する。

5 その他

- (1) 審査委員会において、提出書類により資格審査を行ったあと、ヒアリング形式によるプレゼンテーション審査を実施する。
- (2) 書類の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 企画提案書等の提出期限後の提出、再提出及び差し替えは認めない。
- (5) 提出された企画提案書等については、「行方市情報公開条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなる。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、その者の提案を無効とする。

ア 応募資格のない者が提案したとき

イ 企画提案に関して、談合等の不正行為があったとき

ウ 提出書類に不正又は虚偽があったとき

エ その他、企画提案に関し定めた要件に違反したとき